

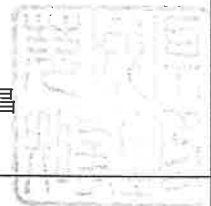
# 指定処理施設等設置許可証

平成 25 年 5 月 31 日

住 所 つくば市上大島 1733 番地の 2  
氏 名 有限会社協同商事  
代表取締役 飯室 眞次

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成 19 年茨城県条例第 17 号）第 12 条第 1 項の許可を受けた指定処理施設等であることを証する。

茨城県知事 橋 本 昌



許可の年月日	平成 25 年 5 月 31 日	許可番号	1-1-0390
施設の種類	指定処理施設（破砕施設）		
処理する産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，廃プラスチック類（夾雑物に限る。），金属くず（夾雑物に限る。）		
設置の場所	つくば市上大島字神明 1696 番 1 外 7 筆		
処理能力	400 t/日（8 時間） 50 t/時		
許可の条件			
条例第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の許可に係る許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 指定処理施設等の設置に当たっては，関係法令を遵守すること。 2 計画の内容等に変更があったときは，当庁に速やかに連絡し，指示を受けること。 3 指定処理施設等がしゅん工したときは，指定処理施設等使用前検査申請書を提出し，検査を受けること。		